

## 韓国の「歴史認識」と潘基文国連事務総長

常務理事 高井 晋

潘基文国連事務総長は、2013年8月26日、故郷の韓国忠清北道を訪問した後、ソウルで行われた記者会見の際、「日本の平和憲法修正の動きに関する国連の立場」についての質問に対して、「正しい歴史（認識）が、よき国家関係を維持する。日本の政治指導者には深い省察と、国際的な未来を見通す展望が必要だ」（8月27日付読売新聞）と述べた。潘国連事務総長は、更に「歴史について正しい認識を持つことが必要だ。そうしてこそ、他の国々から尊敬と信頼を受けるのではないか」（同新聞）とも語った。

国際公務員である国連の職員は、それぞれの国籍国を代表するのではなく、国連の目的（国連憲章第1条）を遂行するために行動し、国連に対してのみ責任を負っている。国連職員の代表たる事務総長も例外ではなく、「その任務の遂行に当たって、いかなる政府からも又はこの機構外のいかなる他の当局からも支持を求め、又は受けてはならない」（同憲章第100条）のである。従って、ソウルにおける潘国連事務総長の「歴史認識」発言は、韓国側および中国側に立って日本を指弾する政治的妄言であり、国連事務総長として政治的中立性を逸脱した恥ずべき行為である。

潘基文氏は、韓国の外交官としてキャリアを積み、金泳三大統領の下で外交安全保障担当大統領特別秘書、盧武鉉政権下で外交政策補佐官、外交通商部長官に任命され、2007年1月、ガーナのコフィー・アナン国連事務総長の後任として第8代国連事務総長に就任した。潘国連事務総長は就任以来、事務総長として政治的中立性が疑われていたが、国連人事における縁故主義は有名である。国連に勤務する知人の話によれば、事務総長人事で国連海洋局の部長に就任した韓国人は、国連海洋法条約を全く知らず的外れの指示を繰り返すため、知人を含めやる気を失った多くの職員が辞めていったという。潘国連事務総長の縁故主義は、韓国人のDNAのなせる業で、本人は恬として恥じていないという。

李氏朝鮮は、長い間、明国や清国と冊封関係にあり、中華思想の影響を受けてきた。李氏朝鮮は、自ら中華思想の中に組み込まれることを指向し、自国を中心とする小中華思想に基づいて周辺国に対応してきた。換言すると、自己（中華）の主張は正しいのであり、周辺国（夷狄）は黙ってその主張に従うべきであるとする考えである。自国の存続のために強大な国家に依存する事大主義への偏重は、今日まで韓国に脈々と受け継がれている。韓国や中国の主張する「歴史認識」の押しつけは、これの典型であろう。

今日、韓国ではミドルパワー論が盛んである。即ち、韓国は、経済発展と民主主義の定着により、豊かで文化的にも魅力がある国家に成長したので、ミドルパワーとして国際的に何か重要な役割を果たすことができるとする議論である。事大主義を基本とする韓国は、経済大国として台頭してきた中国に軸足を移しつつ、経済軍事大国の米国との関係も維持する方策として、自己中心の歴史観である「歴史的認識」をキーワードにしたと思われる。即ち、政権基盤の弱い朴槿恵大統領は、潘国連事務総長の政治的地位を利用して、米国に対しては日韓関係改善の努力を見せ、中国に阿るために島嶼問題での共闘を呼び掛けているのであろう。韓国は、このような小細工が国際的評価を貶めることに気がつかなければならない。

小中華思想に基づく民主主義は、真の民主主義とは言えない。韓国がミドルパワーとして行動する上で、「法の支配」は重要な観念である。ミドルパワーを標榜して国際的な役割を果たそうとすれば、国際社会のルールである国際法を無視できないし、自己中心的な国際法解釈は認められない。韓国の司法機関における最近の判決は、通常民主主義国家に

みられる「法の支配」とは別物であることを示唆している。

韓国のソウル高等裁判所は、2013年7月、日本統治時代に戦時徴用された朝鮮半島出身者に対する未払い賃金等（約3500万円）について、被告の新日鉄住金（旧日本製鉄）に支払うよう判決した（8月18日付産経新聞）。

被告は、高裁判決を不服として上告したが、最高裁で判決が覆される可能性は低いとみられ、確定判決に従い賠償金を支払うことを考えているという。判決確定後に支払いを応じなければ、韓国内に在る同社の資産や売掛債権を差し押さえる強制執行の可能性があり、取引先に多大な迷惑がかかるため、賠償に応じる意向であるという。

このほか、元徴用工の賠償請求権をめぐる訴訟では、7月に釜山高裁が三菱重工業に対して賠償を命じている（同新聞）。

日本は、1951年9月、対日平和条約で朝鮮の独立を承認し、朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄した（第1条a項）。その後、朝鮮半島に2つの国家が独立宣言したが、日本は、1965年6月、韓国との間で日韓基本関係条約を締結して韓国を朝鮮半島における主権国家として承認した。日韓間の請求権問題に関しては、同日締結した日韓請求権協定で、日本は、経済協力として10年間にわたり当時のレートで1080億円の無償供与、1008億円の役務協力、720億円の長期低利貸し付けを約束し（第1条）、両国は、韓国の法人を含む国民の財産や権利、国民の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決された（第2条）ことを確認した。また、この協定の解釈と実施に関する紛争は、外交上の経路を通じて解決することになっている（第3条）。従って、戦時徴用工の請求権問題は、既に解決済みなのである。

しかしソウル高裁は、その判決で、「韓国政府が日本国内での個人の請求権を外交的に保護する手段を失ったとしても、韓国内での請求権は消滅していない」との論理を展開し、「侵略戦争の正当性を否認するのが文明国の共通価値」であり、「徴用などで人権を侵害した軍需産業の賠償さえ免責する日本の法律や規則は、戦争の反省に基づく日本国憲法の価値にも合わない」と述べている（同産経新聞）。ソウル高裁の判示は、まさに小中華思想に基づく独善的「歴史認識」であり、自己の考える「法の支配」の押しつけといえよう。

日韓請求権協定にもかかわらず、韓国で復活した個人訴訟請求権問題は、その訴訟支援団体の1つである「太平洋戦争被害者補償推進協議会」によると、旧日本製鉄の名簿上の「強制動員」は3900人に上り、その中の180人以上に対して提訴の意思確認を進めているという。このほか、韓国政府の「強制動員被害調査委員会」に被害認定を求めた元労働者が15万人以上存在し、300人を超える元慰安婦であるとする申し立てを含めて、徴用工問題以外の訴訟に拡大する可能性がある（同産経新聞）という。

日本政府は、韓国の「歴史認識」主張や独善的な国際法解釈に対し、既に解決済みの問題である、あるいは私企業の問題であるとして手を拱くべきではない。韓国は、国を挙げて日本の虚を衝こうとしているのである。最早、異常な国家となった韓国に対して、日本は、日本の考える「歴史認識」や個人訴訟請求問題についての国際法解釈を世界に向けて発信し、犠牲となった私企業に対して政治的に支援する必要がある。また、韓国への投資を考慮する私企業は、かかる高裁判決が自己の身に降りかかる火の粉となる可能性を知るべきであろう。

（日本戦略研究フォーラムHP 2013年8月13日付）